

Client Alert

February 2016

欧州委員会、米国とプライバシーシールドについて合意

欧州委員会は、米国政府との間で、2016年2月2日付で、欧米間で個人情報の保護に関する新しい枠組みである「プライバシーシールド」の合意に至ったことを公表しました。これは、2015年10月6日に欧州司法裁判所によって無効とされたセーフハーバーに代わるもので、セーフハーバーを基礎としつつ、公的機関によるデータへのアクセスなど様々な問題について、EU加盟国民の個人情報の保護を強化する内容になっています。この新しい枠組みは、欧米間でのデータの移転の法的安定性を高めるものであって、欧州及び米国のデジタル関連事業にとって大きな成果であるといえます。

1. プライバシーシールドの定める要件

詳細についてはさらなる検証が必要であるものの、現時点で明らかとされている範囲から判明する特に重要な点として、以下の事項が挙げられます。

1.1 米国政府によるデータへのアクセスに関する明確なセーフガードの創設及び透明性確保

米国政府は、政府機関による個人情報へのアクセスが一定の条件の下でのみ認められるものであること、また、そのようなアクセスが必要性及び相当性の認められる範囲内でのみ行われるべきであって、その遵守を監視する体制の確立もその条件であるということ、欧州委員会との間で合意するに至りました。さらに、政府機関による個人情報へのアクセスその他この枠組みについての遵守状況を毎年共同で確認することも合意されています。

1.2 企業のプライバシーシールド遵守義務及びその執行

プライバシーシールドの下では、米国において欧州の個人情報を受領する者は、個人情報の処理及び個人の権利の保障についてのプライバシーシールドの要求する義務の遵守を確約することとされました。これに伴い、米国商務省はその遵守状況を監督し、また、FTC（連邦取引委員会）にはその確約についての執行権限が与えられます。

1.3 効果的な救済措置の創設

個人情報の不適切使用については新たな救済措置が創設される予定であり、例えば、本人からの告訴を欧州委員会が米国商務省又は FTC（連邦取引委員会）へ付託することも可能となります。かかる告訴に対しては応答期限が設けられます。また、個人情報に関する ADR（裁判外紛争解決制度）の利用は無料とされます。加えて、政府情報機関による欧州加盟国民の個人情報へのアクセスに関する告訴に対応するため、米国国務省内に新たな担当官が置かれます。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



岡田 次弘
アソシエイト
03 6271 9541
tsugihiko.okada@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

2. 今後の動向

次のステップとしては、欧州委員会がこの枠組みについての適合性評価の草案を作成する予定です。その草案は、採択に向けて、加盟国代表及び EU データ保護指令第 29 条作業部会により審議されることとなります。これと並行して、米国においてもこの合意を最終書面化する作業が進められることとなります。欧州委員会はこれらの手続きが 3 か月以内に終了することを期待すると表明しています。また、セーフハーバーに参加していた米国企業は、プライバシーシールドの枠組みへも参加するかどうかを検討する多少の猶予期間が与えられる見込みです。

以上のような動向を踏まえ、企業としては、引き続きデータの移転や処理に関する適切な契約を締結するといった対応を継続して法令遵守を維持しつつ、現行の法律に基づく執行状況に加え、経過措置の期間の定めなどといったプライバシーシールドに関する今後の動向にも留意していくことが必要となります。